

初鹿通信

第 124 号
平成 29 年 4 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）
〒400-0043
山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号
TEL 055-220-6885
FAX 055-220-6887
URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

税制改正のお知らせ

平成 29 年度の税制改正関連法が 3 月 27 日の参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました。
主な内容は 1 月の情報発信と同様で、主なものは以下となります。

○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（個人所得課税、平成 30 年より）

- ・所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の所得上限の引上げ
（給与収入の場合：150 万円（現行の配偶者控除においては 103 万円））
- ・所得控除額が段階的に減額され最終的に控除が受けられなくなる配偶者の所得上限の引上げ
（給与収入の場合：約 201 万円（現行の配偶者特別控除においては 141 万円））
- ・納税者本人に所得制限（給与収入の場合：1,120 万円で控除額通減開始、1,220 万円で消失）

○所得拡大促進税制の見直し（法人課税）

平均給与等支給額が前年度比 2% 以上増加した場合の控除税額の拡充（雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の 12%（大法人：2%）を加算）

○中堅・中小企業の支援

- ・地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制の創設（地域経済に波及効果があり、高い先進性を有する新たな事業への設備投資に対して特別償却又は税額控除ができる制度）
- ・中小企業向け設備投資促進税制の拡充（全ての器具備品（30 万円以上）及び建物附属設備（60 万円以上）を対象に追加） ※事業の用に直接供される生産等設備が対象のため、事務用器具備品、本社設備などは対象外です。

社会保険料の料率改定

さて皆様すでにご承知のことと存じますが、健康保険料率、介護保険料率が平成 29 年 3 月分（29 年 4 月納付分）から下記のとおり変更となります。

	～平成 29 年 2 月分	平成 29 年 3 月分～
健康保険料率	10.00%	10.04%
介護保険料率	1.58%	1.65%

また、雇用保険料率が改定され、平成 29 年 4 月支給の給与から労働者負担分の変更をお願い致します。

一般の事業(建設業)	～平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日～
労働者負担	4(5)/1000	3(4)/1000
事業者負担	7(9)/1000	6(8)/1000
合計	11(14)/1000	9(12)/1000

◎厚生年金保険料は変更ありませんのでご注意ください。

◎詳しくは、窓口担当者までご連絡をお願い致します。